

議案第91号

訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をしようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年（2017年）9月5日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市は、損害賠償請求事件について、次のとおり訴えの提起をする。

1 事件名 損害賠償請求事件

2 相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

3 請求の要旨

(1) 相手方は、宝塚市に対し、「広報たからづか」宅配業務委託契約及び「議会報かけはし」宅配業務委託契約の解除に伴う賠償金2,902,714円の金員を支払え。

(2) 相手方は、宝塚市に対し、賠償金に対する平成29年3月1日から支払済みに至るまでの遅延損害金を支払え。

(3) 訴訟費用は相手方の負担とする。

との判決並びに(1)及び(2)につき仮執行の宣言を求める。

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。